

介護保険関連車両の「警察署長の駐車許可」の取扱い

愛知県警察本部交通規制課

1 駐車許可要件

駐車許可は、下記のいずれにも該当する場合に限り許可されます。

【根拠】 道路交通法第45条第1項ただし書

愛知県道路交通法施行細則第3条の5

(1) 許可を受けようとする駐車的时间・場所

ア 駐車に係る用務の目的を達成するため必要な時間を超えるものでないこと。

イ 駐車的时间帯及び駐車場所が、駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害するものでないこと。

ウ 駐車場所が道路標識により、駐車が禁止されている場所であること。

※ 駐停車禁止場所、法定駐車禁止場所は許可の対象外となります。

(2) 許可を受けようとする駐車用務

ア 公共交通機関等の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。

イ 道路使用許可を伴う用務でないこと。

※ 例えば、移動入浴車で車内からホースを直結させて屋内に給湯する方法による場合は、道路使用許可の対象になります。

(3) 許可を受けようとする駐車場所が、次に掲げる範囲内に駐車可能な路上駐車場、路外駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分がいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難であると認められること。

ア 重量貨物又は長大な貨物の積卸し、医師等の往診若しくは手当、助産師、介護福祉士等の出張による業務の遂行又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100m以内

2 申請に必要な書類等

(1) 駐車許可申請書（令和7年7月1日から、新様式となりました。） 2通

(2) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類 1通

※ 訪問・集配計画書、契約書、事業者の指定通知書の写し等

(3) 許可を受けようとする駐車に係る車両の 自動車検査証の写し等 1通

※ 従業員等の車両を使用する場合

○ 事業所が社用車として借り上げる契約書の写し

○ 駐車許可証を事業者が保管管理する誓約書（原本に限ります。）

(4) 許可を受けようとする駐車場所及びその周辺の見取図 2通

（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該駐車場所を明示したもの）

※ 訪問先の一覧表（住所、氏名を記載したものです。）

※ 既存の地図等に駐車場所や訪問先の明示が可能となります。

3 申請先

駐車を必要とする場所を管轄する警察署交通課の窓口となります。

(申請から許可までは、通常3日必要となります。)

- ※ 駐車場所が複数の警察署の管轄にわたるときは、そのうちいずれか一つの警察署交通課の窓口で申請可能となります。
(申請から許可までは、1週間程度必要となります。)

4 注意事項

(1) 許可を受けた場所で駐車している間は、車両の前面の見やすい箇所に駐車許可証及び許可を受けた場所を明示した地図等を掲出してください。

(2) 駐車許可証は、事業者が保管管理し、紛失や不正防止に努めてください。

(3) 許可後に訪問先を追加したい場合は、追加したい訪問先と許可を受けたい場所を明示した見取図等を、既存の駐車許可証の原本や写しと一緒に駐車許可証を交付した警察署に提出して審査を受けてください。

- ※ 新規の申請と同様に審査を要するため、交付まで通常3日必要となります。

(4) 事業所の車両が5台以上となった場合(借上車両を含む。)は、事業所を管轄する警察署交通課に安全運転管理者の選任届を提出してください。

(5) 令和7年4月1日から、警察署窓口の受付時間が、

9時00分から16時00分まで

となっていますので受付時間内に申請をしてください。

5 e-GOV 電子申請について (<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

(1) 令和7年12月15日からe-GOV電子申請(警察行政手続オンラインシステム)が開始されました。

- ※ 駐車許可の申請の電子申請に関するご案内 参照

(2) 告知情報

ア 申請内容によっては、許可できない場合や補正をお願いすることがあります。

イ 駐車許可証の交付は、e-GOV電子申請サービス上で電子データにて行われます。

6 問い合わせ先

(1) 申請先の警察署交通課又は愛知県警察本部交通規制課にお尋ねください。

(2) e-GOV電子申請については、050-3786-2225にお尋ねください。

駐車許可申請書 愛知県 ● 警察署長 殿 申請書を提出する日 令和●年 ●月 ●日 住所（所在地） ○市○区○町○丁目○番地 申請者 氏名（名称） ○〇介護事業所 ※法人、病院等 電話 必ず連絡が取れる電話番号 代表者 ○〇 ○〇			
番号標に表示 されている番号	名古屋○〇〇か・○〇〇（自動車検査証等に記載のとおり）		
許可を受けようと する日時期間	令和8年1月1日9時から令和10年12月31日21時まで ※24時間制 最長3年間となります。※ 申請に係る具体的な用務の日時を記載して下さい。 ※ 貨物集配開始予定時間から終了時間、事業所の業務時間等となります。		
許可を受けようと する場所	「別紙訪問先付近道路」、「別紙配達先付近道路」又は「別紙見取図のとおり」 ※ 別紙で住所番地等を一覧で記載してください。 ※ 既存の地図に訪問先や駐車場所を合わせて記載することができます。		
許可を受けようと する理由	訪問介護のため、商品配送のため ※ 許可を受けようとする理由や業務等を記載してください。 ※ 複数の理由に使用する場合、併記可能。		
第 号 駐 車 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1" style="margin: 0 auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 10px; text-align: center;">条 件</td> <td style="padding: 10px; text-align: center;">法定駐車禁止場所を除く</td> </tr> </table> 年 月 日 警 察 署 長 印		条 件	法定駐車禁止場所を除く
条 件	法定駐車禁止場所を除く		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 申請者は太枠内を記入すること。

駐車許可証等を掲出していても駐車することができない場所等

駐車許可証や駐車除外標章を掲出していても、以下のような場所又は方法では駐車できませんので、注意してください。

● 停車及び駐車を禁止する場所（道路交通法第 44 条関係）

※道路標識等により駐車することができることとされている場合を除く

駐停車禁止の標識や標示のある場所 駐停車禁止標識 駐停車禁止標示	交差点とその端から 5メートル以内の場所	トンネル	坂の頂上付近	勾配の急な坂
横断歩道、自転車横断帯とその端から 前後に 5メートル以内の場所	踏切とその端から 前後 10メートル以内の場所	軌道敷内	道路の曲がり角から 5メートル以内の場所	
安全地帯の左側とその前後 10メートル以内の場所			バス、路面電車の停留所の標示板から 10メートル以内の場所 ※運行時間中に限る	

※これらの場所のほか、パーキングエリア等を除いて高速自動車国道及び自動車専用道路も駐停車禁止です（道路交通法第 75 条の 8）。

● 駐車を禁止する場所（道路交通法第 45 条関係）

※道路標識等により駐車をすることができることとされている場合を除く

駐車場、車庫などの自動車用の出入口から 3メートル以内の場所	道路工事の区域の端から 5メートル以内の場所
消防用機械器具の置場、消防用防火水槽、これらの道路に接する出入口から 5メートル以内の場所	消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置や消防用防火水槽の取り入れ口から 5メートル以内の場所
火災報知機から 1メートル以内の場所	駐車した場合、車の右側の道路上に 3.5メートル以上の余地がなくなる場所

● 時間制限駐車区間における駐車の方法（道路交通法第 49 条の 3 関係）

8-20 P 60

枠内駐車 枠外駐車

● 停車又は駐車の方法（道路交通法第 47 条関係）

※道路標識等により駐車をすることができることとされている場合を除く

歩道や路側帯のない道路では、道路の左端に沿い、歩道や路側帯のある一般道路では、車道の左端に沿って駐車すること（歩道上駐車、右側駐車、斜め駐車は違反）

幅 75 センチ以下の路側帯、駐停車禁止路側帯（実線と破線）、歩行者用路側帯（実線 2 本）には駐車しないこと

幅 75 センチを超える路側帯に駐車するときは、車両の左側に 75 センチの余地をあけること

路側帯に車両の全部が入っても、まだその左側に 75 センチを超える余地がある場合は路側帯に沿うこと

● 自動車の保管場所について（保管場所法第 11 条関係）

保管場所としての道路使用の禁止

長時間駐車の禁止
※政令で定める場合を除く

8 時間以上 夜 12 時間以上

長時間 … 12 時間以上（夜間 8 時間以上）

駐車許可の申請

申請フォーム の入力

- ① **申請日**
申請日を半角で入力してください。
例：2025/12/1
- ② **提出先（警察署長）**
申請先の許可権者を入力してください。
例：〇〇警察署長
- ③ **申請者住所（所在地）、氏名（名称）、電話番号・その他の連絡先**
申請者が法人であるときは、その名称（支店名がある場合は明記すること）、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を入力してください。
例：（申請者住所） 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
（申請者氏名） 株式会社〇〇 〇〇支店 〇〇 〇〇
（個人事業主にあつては、屋号と代表者名）
（申請者電話） 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- ④ **番号標に表示されている番号**
自動車登録番号（ナンバー）を入力してください。
例：品川300は〇〇〇〇
- ⑤ **許可を受けようとする日時期間**
実際に駐車許可を必要とする最小限度の期間を入力してください。
例：令和〇年〇月〇日午前〇時から令和〇年〇月〇日午前〇時まで
- ⑥ **許可を受けようとする場所**
実際に駐車許可を必要とする場所を入力してください。
例：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇方先路上 等
【許可を受けようとする日時・場所等が複数にわたる場合】
 - ・ 「別紙のとおり」などを入力の上、実際に許可を受けようとする日時（駐車許可を受けようとする日時、駐車時間、反復する用務日（曜日）等）、場所（駐車場先住所等）等を入力したデータ（添付可能な形式（docx、xlsx等）のファイルであれば形式は問いません。）を添付書類欄から提出することができます。
 - ・ 別紙に入力する内容等は、都道府県警察のホームページ又は申請先の警察署等にて御確認ください。
- ⑦ **許可を受けようとする理由**
具体的な申請理由を入力してください。
例：訪問介護のため、貨物集配のため 等
- ⑧ **添付書類**
 - ・ 駐車許可申請に必要な書類を添付してください。
 - ・ 添付書類が御不明な場合は、都道府県警察のホームページ等にて御確認ください。
 - ・ 許可を受けようとする日時・場所等が複数にわたるなどの理由から「別紙のとおり」と入力した場合は、必要な書類を添付してください。
 - ・ 書面等が大量であるため、オンラインによる提出が困難な場合は、当該書面等の「提出形式」について、「別送」を選択の上、申請先警察署等に郵送又は持ち込みをお願いします。
 - ・ 別送を選択する場合は、申請等を行った日から1週間以内に申請先の機関に到達するよう、申請等を行った後に表示される「到達番号」を添えた上で提出してください。
 - ・ 郵送費用は申請者負担になります。
- ⑨ **提出先選択**
申請先警察署を選択してください。
- ⑩ **備考**
過去の申請状況について、「新規」、「継続」、「過去に許可済」の中から該当するものを入力してください。
新規 ⇒ 過去に申請したことがない内容を申請する場合
継続 ⇒ 現在有効な許可証を受けており、同じ内容で許可期間を更新する場合
過去に許可済 ⇒ 定期的な申請であり、過去に許可を受けた申請と同じ内容で申請する場合

その他	・ 本手続において利用可能なアカウント及び電子証明書については以下のとおりです。 【アカウント】 e-Govで利用可能なアカウント全て 【認証局（電子証明書発行機関）】 ・ 公的個人認証サービス（地方公共団体） ・ 商業登記に基づく電子認証制度（電子認証登記所） ・ AOSignサービスG2に係る認証局（日本電子認証株式会社） ・ TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局（東北電力グループ 株式会社トインクス） ・ TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局（株式会社帝国データバンク） ・ セコムパスポート for G-IDに係る認証局（セコムトラストシステムズ株式会社） ・ DIACERTサービス/DIACERT-PLUSサービスに係る認証局（三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社） ・ e-Probatio PS2/PSAサービスに係る認証局（NTTビジネスソリューションズ株式会社） ※ GビズIDプライム又はGビズIDメンバーでログインする場合は、電子署名は不要です。 ・ 行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、御注意ください。 ・ 本手続における手数料及び交付物の有無については以下のとおりです。 【手数料】 なし 【交付物】 あり 本システム上で処分通知等を交付しますので、取得期間内に交付物をダウンロードしてください。
------------	--